

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松本市児童養護協会（以下「法人」という。）の評議員、理事・監事その他委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して監査報酬以外の報酬は支給しない。

2 監査に際し、監事には監査報酬10,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会、会計監査またはその他会議等、法人の業務に出席したときは、その費用を弁償する。

ただし、当日他の機関より費用弁償がある場合は除く。

2 費用弁償額は、次のとおりとする。

会議 1回につき 1,000円

ただし 稲核以西の安曇地区、および奈川地区においては

会議 1回 2,000円

3 法人の業務のため旅行した場合の費用弁償額は、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

4 公務員及び法人の職員を兼ねる役員等には、費用弁償を行わない。

(行事出席の取扱い)

第4条 松本児童園の行事に出席のための費用弁償は行わない。

(改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

平成26年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正